

X 建設工事を施工される方へ

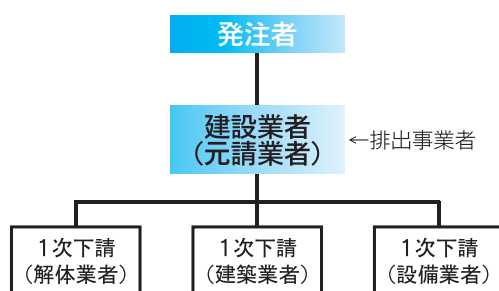
1 建設廃棄物処理指針（平成23年3月30日 環廃産第110329004号）の概要

■ 排出事業者の責務と役割

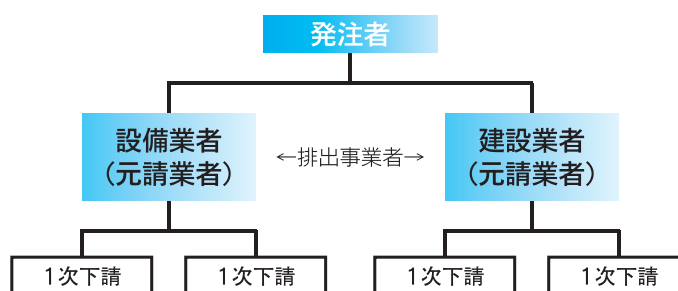
- (1) 建設工事等における排出事業者には、**元請業者**が該当します。
- (2) 排出事業者は、建設廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化に努めなければなりません。
- (3) 排出事業者は、法に従い自らの責任において建設廃棄物を、適正に処理しなければなりません。
- (4) 排出事業者は、建設廃棄物の処理を他人に委託する場合、収集運搬業者、中間処理業者又は最終処分業者とそれぞれ事前に**委託契約を書面**にて行う等の委託基準及びマニフェストの交付義務を遵守し、また、適正な処理費用の支払いを行う等、排出事業者として適正処理を確保しなければなりません。

建設工事においては、建設工事の発注者、元請業者、下請負人等関係者が多数おり、これらの関係が複雑になっているため、廃棄物の処理についての責任の所在があいまいになってしまうおそれがあります。このため、建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請負人が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者に処理責任を負わせることとされています（法第21条の3第1項）。

① 通常の場合



② 分離発注の場合



排出事業者は、自らの責任において適正処理を行うとともに、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化並びに再生資材の活用を積極的に図るほか、排出事業者として以下の役割を履行しなければなりません。

- 1) 元請業者が中心となって、発注者—元請業者—下請負人—処理業者の間の協力体制を整備し、円滑に運営すること。
- 2) 仕様書等に廃棄物の処理方法が記載されていない場合は、発注者に申し出ること。
- 3) 元請業者は廃棄物の処理方法等を記載した廃棄物処理計画書を作業所ごとに作成し、発注者の要求に応じて提出すること。
- 4) 建設廃棄物を再生資源として利用することに努めること。
- 5) 廃棄物の取扱い方法を定め、教育、啓発等により従業員や関係者に周知徹底させること。
- 6) 建設廃棄物の運搬を委託する際には、引き渡す都度、種類ごとに必要事項を記入したマニフェストを交付するか、又は必要事項を電子マニフェストにより登録して廃棄物の流れの把握及び処理過程の事故防止に努めること。
- 7) 廃棄物の排出は分別排出を原則とし、分別物の回収方法、分別容器等について処理業者と打合せを行うこと。
- 8) 廃棄物の取扱いを下請負人任せにはならない。したがって、処理を委託する場合は、元請業者は直接処理業者を選定した上で委託契約を締結するとともに、マニフェスト又は電子マニフェストの使用等により適切な委託を行うこと。マニフェストの交付については、平成23年3月17日付け環廃産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物管理票制度の運用について」等を参考とすること。
- 9) 建設廃棄物の性状や処理方法を把握しておくこと。
- 10) 廃棄物の処理の結果を発注者に報告すること。
- 11) マニフェスト及び処理実績を整理して記録、保存すること。
- 12) 多量に産業廃棄物を発生する事業場を設置している事業者は、廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、札幌市長に提出すること。
- 13) コンクリート、木材等の特定の建設資材を用いた建築物の解体工事等を受注する場合には、分別解体等を行うこと、分別解体等に伴って生じた特定の建設資材廃棄物について再資源化を行うことなど建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に従うこと。

■ 建設廃棄物の種類

- (1) 建設廃棄物には、直接工事から排出される廃棄物と建設現場、現場事務所等から排出される廃棄物があります。
- (2) 排出事業者は、自らの責任において建設工事から排出される産業廃棄物をその種類に応じた処理基準に従い適正に処理しなければなりません。
- (3) 建設現場、現場事務所等から排出される一般廃棄物の処理にあたっては、当該廃棄物が生じた区域における市町村の指示に従わなければなりません。

建設廃棄物は、下表に示すように多種多様のものがありますが、これらはそれぞれ処分方法が異なるため、分別して排出、処分する必要があります。

廃棄物の種類		廃棄物の例
安定型産業廃棄物	がれき類	工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 ① <u>コンクリート破片*</u> ② <u>アスファルト・コンクリート破片*</u> ③ れんが破片
	ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火れんがくず
	廃プラスチック類	廃発泡スチロール等梱包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類
	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安堀くず
	ゴムくず	天然ゴムくず
管理型産業廃棄物	汚泥	含水率が高く微細な泥状の掘削物。その性状等は、次のとおり。 掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態（コーン指数が、おおむね200kN/㎡以下または一軸圧縮強度が、おおむね50kN/㎡以下） (具体的には場所打杭工法・泥水シールド工法等で生ずる廃泥水)
	ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装・廃石こうボード等のガラスくず及び陶磁器くず
	廃プラスチック類	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装用の廃プラスチック類
	金属くず	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装、鉛管等の金属くず
	<u>木くず*</u>	工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずる木くず（型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等）
	紙くず	工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずる紙くず（包装材、段ボール、壁紙くず）
	繊維くず	工作物の新築・改築又は除去に伴って生ずる繊維くず（廃ウエス、縄ロープ類）
	廃油	防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ（タールピッチ類）

※建設リサイクル法で定める特定建設資材廃棄物

■ 石綿含有産業廃棄物について

石綿含有産業廃棄物とは、石綿を含む廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物に該当する「廃石綿等」（飛散性アスベスト）以外で、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの」を指します。

石綿含有産業廃棄物は、産業廃棄物の種類に新たに追加されるものではなく、「廃プラスチック類」や「がれき類」等に含まれるものです。具体例としては、スレート板、Pタイル等が挙げられます。

石綿含有産業廃棄物の処理基準

分 類	基 準
排 出	他の廃棄物と区分して、保管・排出しなければならない。
保 管	- 掲示板に石綿含有産業廃棄物を保管している旨を記載しなければならない。 - 他の廃棄物と混合することのないよう仕切りを設ける等の措置を講じなければならない。 - シートで覆う、又は梱包する等、飛散防止の措置を講じなければならない。
収集運搬	- 飛散防止のためシートで覆う、梱包する等の措置を講じ、かつ、パッカー車やプレスパッカー車への投入は行わないようにし、破碎又は切断は行ってはならない。運搬するときは、他の廃棄物と混合しないように仕切りを設ける等の必要な措置を講じなければならない。 - 石綿含有産業廃棄物が大きく、運搬車両に積載できないため、やむを得ず切断等が必要な場合は、飛散を防ぐため、散水等により十分湿潤化させた上で、必要最小限の破碎・切断を行わなければならない。
中間処理 ・再生	処分方法は、溶融処理、認定を受けた者が行う無害化処理に限られる。
埋立処分	- 一定の場所に分散しないように埋め立てなければならない。 - 埋立地外への飛散、流出を防ぐため、表面を土砂で覆う等、必要な措置を講じなければならない。 - 埋立処分する場合は、埋立場所がわかるように図面を作成し、永年保管しなければならない。
そ の 他	帳簿、産業廃棄物管理票及び委託契約書に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載しなければならない。

※石綿含有産業廃棄物及び廃石綿等の具体的な取扱い、処理に関する注意事項については、環境省のホームページで公開している「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」を参照してください。

<https://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

※アスベストを含有する石膏ボードに関する情報は、一般社団法人石膏ボード工業会のホームページを参照してください。

<https://www.gypsumboard-a.or.jp/>

■ 建設汚泥の取扱い

推進工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥(以下「建設汚泥」という。)として取り扱います。また、粒子が直径 $74\mu\text{m}$ を超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあっては、容易に水分を除去できるため、ずり分離等を行って泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであって、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができます。

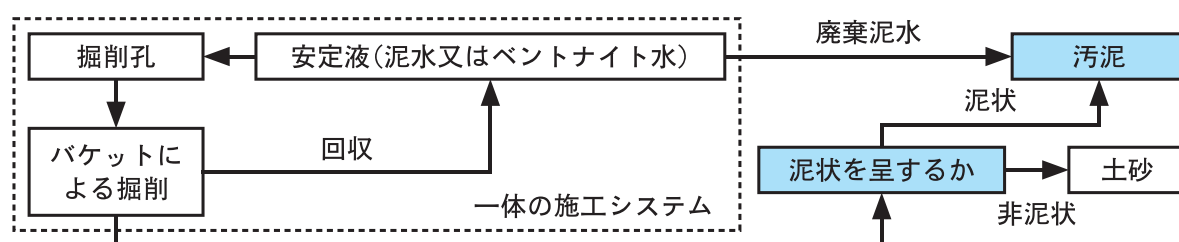
泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね $200\text{kN}/\text{m}^2$ 以下又は一軸圧縮強度がおおむね $50\text{kN}/\text{m}^2$ 以下です。

しかし、標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるため、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要があります。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は法の対象外です。

この土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとし、「掘削工事から排出される」とは、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなります。

※札幌市内の工事現場で汚泥の再利用を行う場合は、事前に届出が必要となります。

● 泥水非循環工法の一例



■ 特別管理産業廃棄物の取扱い

建設廃棄物のなかで、**廃石綿等、廃油、PCBを含有する絶縁油等**を使用している電気機器などは特別管理産業廃棄物に該当し、これらは特に厳しい処理基準が定められているため、必ず他の廃棄物と混合しないように保管、排出し、処分には十分な注意をする必要があります。

建設工事から発生する特別管理産業廃棄物の主なものは、次のとおりです。

種 類	具 体 例
廃石綿等	①吹付け石綿を除去したもの ②次のような石綿を含む保温材、断熱材、耐火被覆材等を除去したもの ・石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材 ・人の接触、気流及び振動等により上記のものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材、及び耐火被覆材(比重0.5以下の石綿含有保温材など) ③上記のものを除去する際に用いられた養生シート、防じんマスク等の廃棄されたもので、石綿の付着しているおそれのあるもの
廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類
PCBを含有する絶縁油等を使用している電気機器	①コンデンサ、トランス等 ・製造年・型式等を調べ、メーカーに確認を行い、PCB使用機器かどうか確認すること。 ・PCBの使用が不明である場合には、絶縁油中のPCB濃度を調査すること。 (PCB濃度が $0.5(\text{mg}/\text{kg})$ を超える機器については、PCB使用機器と判断される。) ②安定器類(昭和47年以前に製造されたもの) ・製造年・型式等を調べ、メーカーに確認を行い、PCB使用機器かどうか確認すること。 ・以下の安定器類はPCBを使用している可能性が高い。 ・業務用・施設用建物の蛍光灯器具であり、高力率のもの ・水銀灯器具の別置安定器 ・低圧ナトリウム灯器具(トンネル用)の安定器